

上三川町立明治中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止のための基本方針

(1)定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものと認識する。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、すべての生徒に対して、いじめの問題についての理解を深めることを旨としていじめ防止等の対策を行う。

(3)いじめの禁止

生徒はいじめをしてはならない。また、いじめを見過ごしてはならない。

(4)学校及び職員の責務

学校は、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ防止等のための対策を講じる。また、全教職員は、いじめの防止、早期発見に努め、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に向けて全力を挙げて取り組む。

2 いじめ防止等のための対策

(1)基本施策

ア)学校におけるいじめの防止

①生徒指導、教科指導等の充実を図る。

- ・人権尊重（生命尊重）を基本にし、みんなで助け合う学級経営を行う。
- ・生徒の小さな声に耳を傾ける姿勢を大切にし、教師と生徒との信頼関係を構築する。
- ・道徳の授業を通して、信頼と敬愛による生徒相互の望ましい人間関係を育む。

②保護者、地域との連携を図る。

- ・保護者や地域の方々に学校参観の機会を定期的に設け、学校の教育活動についての理解を求める。
- ・保護者会や三者面談、部活動の練習試合、その他の機会を通して積極的に保護者と交流を図り、相談しやすい雰囲気作りに努める。

③教師自身の言動を振り返る。

- ・差別的な言動をしていないか。
- ・特定の生徒を引き立てていないか。
- ・特定の生徒を嘲笑、侮辱していないか。
- ・どの生徒も同じように賞賛しているか。
- ・どの生徒にもよい点を認め、伸ばそうとしているか。

④いじめ問題の理解を深めるための啓発活動に取り組む。

- ・集中人権学習
- ・各種集会等

※上記の生徒会活動の他、自主的な取組について支援を行う。

イ)いじめ早期発見のための措置

①生徒の変化を見逃さない。(学級経営、部活動、休み時間、遊び 等)

- ・交友関係、休み時間の過ごし方、顔の表情や視線、欠席・遅刻・早退、下校後の様子
- ・学習への取組状況、ノート等提出物の状況、成績の状況
- ・学習用具、靴等の隠匿
- ・生活ノート、直接の訴え、教育相談
- ・周囲の生徒からの情報

②職員間の情報交換を密にする。

- ・生徒指導の記録による情報共有（回覧）
- ・校務支援ソフト（日々の様子）の活用
- ・学年会、生徒指導部会による情報交換
- ・各種会議による情報収集

③保護者との連携を密にする。

- ・生徒の様子をこまめに保護者に伝える。
- ・生徒のことで気付いたことを電話や「すぐー」等で伝えてもらう。

④地域との連携を密にする。

- ・登下校の様子や校外生活で気付いたことを知らせてもらう。

⑤各種調査及び相談機関を活用する。

- ・いじめアンケート(ハートフルチェック)の実施 毎月実施
- ・教育相談アンケートの実施
- ・Q-Uテストの実施 年2回実施
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・相談機関との連携

ウ)インターネットを通じて行われるいじめ対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報モラル教育を推進するとともに、さまざまな機会を利用して保護者への啓発活動を行う。

(2)いじめ防止に係る措置

ア)いじめ防止対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため「いじめ・不登校対策委員会」を活用する。

【構成】

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、該当学級担任、養護教諭、教育相談係、スクールカウンセラー、（学校運営協議会委員）

【活動】

- ・本校のいじめ・不登校の実態について
- ・いじめに対する指導及び保護者への対応（被害者・加害者）
- ・不登校生徒に対する対応及び保護者への関わり
- ・学校としての対策及び関係諸機関との連携

【開催】

- ・原則として定期的に年3回開催する。また、必要に応じて開催する。

イ)いじめに対する措置

次の「いじめ対策10カ条」を念頭に置いて対応する。

- ・いじめは被害者の心と身体を深く傷つけ、時には命さえ奪う重大な人権侵害であると認識する。
- ・対策はスピードを要する。いじめの芽はできるだけ小さいうちに摘む。
- ・常に最悪の事態に備える。被害者や告発者の安全を第一に考える。
- ・表面に見えているのはごく一部であることが多い。
- ・いじめは被害者の身になって考える。
- ・いじめ対策の基本は加害者対策。
- ・いじめは力では解決しない。子どもとの信頼関係を大切にする。
- ・いじめは大人が知ってからの方がむしろ危ない。
- ・解決したからといって気を抜かない。いじめは再発しやすい。
- ・いじめは教師、生徒、保護者、地域の複数の目、連携で解決させる。

【いじめ発生時の対応マニュアル】

- | | |
|-----------------|---|
| ①発見者又は相談を受けた教職員 | → 校長（教頭）に報告 |
| ②校長 | → 実態把握を指示（生徒指導主事・担任・学年主任） |
| ③生徒指導主事・担任・学年主任 | → 実態把握（関係生徒・保護者等）と校長への報告 |
| ④校長 | → いじめ対策委員会の開催と対応策を指示 |
| ⑤担任・学年主任・生徒指導主事 | → 被害生徒への支援
加害生徒への指導、傍観者への指導 |
| ⑥教頭・担任 | → 被害生徒宅への事実の報告と謝罪
加害生徒宅への事実の報告
被害生徒との関係修復への助言
その他、必要に応じて助言 |
| ⑦担任 | → 事実を記載
「生徒指導の記録」「校務支援ソフト（日々の様子）」 |

(3)重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、上三川町教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4)いじめの解消に係る判断

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に対し、面談等で確認する）

(5)学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。